



民法改正の実務への影響について —消滅時効の改正に伴う書類の保存期間の見直し—

安川 武志

ポイント

- 2020年4月1日から施行される改正民法では、職業別の短期消滅時効が廃止され、原則的な時効期間は、5年または10年に統一化される。契約に基づく債権の場合、原則的な時効期間は、現行法の10年から5年に短縮される。
- 現行法の消滅時効に則り、取引後10年間とされている契約書類・帳票類の保存期間を5年に見直すことも考えられる。見直しの際は、民法や税法等様々な関連法令を踏まえる必要がある。書類の保存期間の短縮化により、保管コストの削減や保管スペースの有効活用等の効率化が図られる。
- 短期消滅時効の対象業種である医療機関や設計事務所等においては、短期消滅時効の廃止に伴い、書類の保存期間を延長する必要が生じる。これら企業への情報提供や支援を行うことにより、頼りになる相談相手として、取引先の期待に応えることにもなる。

1. はじめに

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行される。

今回の改正の対象となる債権法は、1896年の制定後、約120年間、実質的な見直しがほとんど行われなかったため、社会経済の変化に対応すべき箇所も多く、改正内容は広範囲にわたることから、金融機関の実務にも大きな影響を与える。

現在、法律家等による金融機関向けの実務解説が各所で開催されており、融資商品・サービス提供に関係する保証、連帯債務、債権譲渡、債務引受、消費貸借、定型約款等がその中心となっている。今回の債権法改正の影響は、融資業務にとどまらず、他の商品・サービスにも広範に及ぶものである。

本稿では、消滅時効の変更が信用金庫や取引先企業の実務に与える影響について考察する。

2. 消滅時効の改正内容

現行法では、消滅時効期間は、原則として10年とし、限定列挙された職業別の債権について、1～3年の短期消滅時効を設定していた。

改正法では、職業別の短期消滅時効を廃止し、原則的な時効期間として、「債権者が権利を行使できることを知った時」（主観的起算点）から5年、または「権利を行使することができる時」（客観的起算点）から10年とされ、いずれか早い方の経過によって時効が完成することとなった。

また、本改正に併せて、商事債権の時効期間を5年とする現行商法の規定も削除され、時効期間の統一化・簡素化が図られた。

消滅時効の起算点については、契約に基づく

債権の場合、通常、契約締結時点で債権者が権利を行使できることを知るため、主観的起算点と客観的起算点は、基本的に同一時点となり、主観的起算点からの消滅時効が適用されると解され、時効期間は、現行法の10年から5年に短縮されることになるといえる。

(図表) 時効期間と起算点の新旧比較

現状

| | 起算点 | 時効期間 | 具体例 | 適用に争いのある具体例 |
|-----|------------------|------|------------------------------|-----------------------------|
| 原則 | 権利を行使することができる時から | 10年 | 個人間の貸金債権など | |
| 職業別 | 権利を行使することができる時から | 1年 | 飲食料、宿泊料など | 「下宿屋」の下宿料 |
| | | 2年 | 弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など | 税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など |
| | | 3年 | 医師、助産師の診療報酬など | あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など |
| 商事 | 権利を行使することができる時から | 5年 | 商行為によって生じた債権 | 消費者ローンについての過払金返還請求権(判例上10年) |

改正法

シンプルに統一化

| | 起算点 | 時効期間 | 具体例 |
|----|------------------|------|---|
| 原則 | 知った時から | 5年 | <ul style="list-style-type: none"> 知った時と権利を行使することができる時とが基本的に同一時点であるケース ⇒知った時から5年 (例) 売買代金債権、飲食料債権、宿泊料債権など契約上の債権 |
| | 権利を行使することができる時から | 10年 | <ul style="list-style-type: none"> 知った時と権利を行使することができる時とが異なるケース ⇒知った時から5年、権利を行使することができる時から10年のいずれか早い方 (例) 消費者ローンの過払金(不当利得)返還請求権 |

(備考) 法務省民事局「民法(債権関係)の改正に関する説明資料 ー主な改正事項ー」をもとに作成

3. 信用金庫実務への影響

信用金庫は、判例では商人に該当しないとされており、顧客の商人性および取引の商行為性

がない場合の債権の消滅時効期間は、10年と解されていたが、改正法では主観的起算点（通常、＝客観的起算点）から5年に短縮される。

これに併せて、現在、現行法の消滅時効に則り、取引後10年間とされている契約書類・帳票類の保存期間を5年に見直すことも考えられる。

書類の保存期間の短縮化により、保管コストの削減や保管スペースの有効活用が図られ、保管コスト・スペースに悩む総務・事務部門の一助となる可能性を持つ。

なお、書類の保存期間の見直しにあたっては、改正法施行前後で適用される消滅時効期間が異なることから、現行法が適用される書類（10年保存）と改正法が適用される書類（5年保存）を区分して管理する点に留意が必要である。

ちなみに、債権法とは別の法体系の下で運用されている税関係法規上の法人税法施行規則第59条（青色申告法人における帳簿書類の整理保存）に該当する帳簿書類等については、起算日から7年にわたって、納税地に保存することが義務付けられている。同施行規則に則り、税務立入調査実施時に悪質性が認められた場合などに最長で過去7年間、遡られる対応がみられるためである。

書類の保存期間の策定にあたっては、民法や税法等様々な関連法令を踏まえ、総合的に判断することが求められる。

4. 取引先企業における書類保存

書類の保存期間については、信用金庫のみならず、取引先企業にも関係する話である。とりわけ短期消滅時効の対象業種である医療機関や設計事務所等においては、短期消滅時効の廃止に伴い、書類の保存期間を延長する必要性が生じる。

取引先企業に対して、改正法の概要や企業への影響等の情報を提供するとともに、保管書類が増すことになる企業への対応準備の周知や保存対応における支援を行うことにより、頼りになる相談相手として、取引先の期待に応えることにもなる。

また、書類の保存期間の変更にとどまらず、信用金庫や取引先企業の保管・保存業務を見直す契機にもなると思われる。

なお、書類の保存期間の見直しの検討にあたっては、各分野の専門家と十分な協議をなされたい。

以上

<参考文献>

- ・法務省民事局「民法（債権関係）の改正に関する説明資料 ー主な改正事項ー」
- ・法制審議会民法（債権関係）部会 部会資料・議事録